令和６年度　大阪府教育委員会オンライン日本語指導員募集案内

大阪府教育委員会

　大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の市町村立小中学校及び義務教育学校に関わるオンライン日本語指導員を募集します。

１　応募資格

　　応募資格は、次の要件を全て満たす者に限ります。

（１）地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条（次頁参照）のいずれにも該当しない者

（２）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

（３）小学校または中学校いずれかの普通免許状を有する者

（４）オンライン日本語指導員として職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

２　勤務場所

　　大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田４－13－23）

　　【所管する部署：大阪府教育庁市町村教育室小中学校課（大阪市中央区大手前２丁目）】

３　職務内容

（１）日本語指導が必要な児童生徒（以下、「当該児童生徒」という。）へのオンラインによる日本語指導の実施

（２）オンライン日本語指導に係る年間計画の作成及び改訂

（３）オンライン日本語指導に係る指導方法の研究及び教材の作成

（４）当該児童生徒が在籍する学校への訪問

（５）当該児童生徒の指導記録の作成

（６）日本語指導方法等についてのオンライン等による相談対応

（７）学校管理職等への連絡及び調整

（８）大阪府教育委員会主催の研修会への参加（年３回程度）

（９）その他、事業実施にあたり必要とする職務

４　募集予定者数

若干名

５　応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| あて先 | 〒540-8571　大阪市中央区大手前３丁目２－12  大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 進路支援グループ |
| 受付期間 | 令和６年３月13日（水）から同月25日（月）まで（３月25日必着） |
| 申込方法 | 必ず「簡易書留」で、**長形３号封筒（12cm×23.5cm）**の表側に**「オンライン日本語指導員選考申込」**と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。 |
| 提出書類 | 1. 大阪府一般職非常勤職員採用選考申込書（別紙様式４）   ②返信用封筒１通（長形３号封筒（12cm×23.5cm）に84円切手を貼り、住所、名前を明記したもの） |

６　選考日時・場所等

（１）日時

令和６年３月28日（木）　※集合時間は別途通知します。

（２）会場

大阪府新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース４（大阪市中央区大手前３丁目１―43）

（３）選考方法

個人面接を実施します。（１人15分程度）

７　選考結果の通知

令和６年３月下旬に、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。また、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページにおいて、合格者の受験番号を発表します。

（ＵＲＬ <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/>）

※　インターネット検索の場合は、「大阪府　オンライン日本語指導員」と入力してください。

８　採用までの流れ

（１）選考の結果、合格者をオンライン日本語指導員採用候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までです。

なお、候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

（２）採用者には、選考結果とともに通知します。

９　勤務条件等

（１）身分

　　　地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤（会計年度任用職員））として採用されます。

（２）服務

　　　地方公務員法の定める服務に関する規定(法律等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行

為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

（３）任命権者

　　　大阪府教育委員会

（４）任用期間

令和６年４月１日（月）～令和７年３月31日（月）（予定）

採用開始時期は４月１日（月）の予定です。確定次第、明示します。

　　　　※１か月の条件付採用期間あり

（５）勤務時間

　　　　９時15分～17時15分（休憩時間　12時15分～13時00分）

　（６）時間外勤務

　　　　なし

　（７）勤務を要しない日

　　　　日曜日・土曜日及び月曜日から金曜日までのうち所属長の指定する曜日（週４日勤務）

（８）報酬等

・月額：240,250円（週29時間勤務の場合）

・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。

・昇給、勤勉手当、退職手当：なし

・期末手当：あり（ただし、年度内の任用期間が６か月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以

上の者に限る。）

※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。

　①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者

　②任用期間において、月ごとに平均した週あたり勤務時間が15時間30分以上である月が６か

月以上の者

　（９）支払日

　　　　月の１日からその月の末日までの期間について、その月の月額を17日（その日が土曜日に当たると

きは16日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を

いう。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に支給されます。

　（10）休暇

　　　　大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則に基づき、付与します。

　　　　・年次休暇：６か月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与

　　　　・特別休暇：あり（有給・無給）

　（11）災害補償

　　　　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。

10　保険等

　【社会保険（健康保険、厚生年金保険）】

　　　原則、適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになりますが、下記の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

　　　　●労働時間：週の所定労働時間が20時間以上

　　　　●賃　　金：月額88,000円以上

　　　　●勤務時間：継続して２ヶ月越の雇用見込み

　　　　●適用除外：学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）

　【雇用保険】

　　　雇用時に定めた１週間の基本的な勤務時間が平均週20時間以上で、31日以上の任用期間である場合、適用となります。

11　注意事項

（１）申込書等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

（２）提出書類等については、返却いたしません。

（３）申込書作成の際に、鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。

（４）返信用封筒には、住所、名前を記入してください。住所には、マンション名、号室、○○方等まで記入してください。

（５）選考会場への電話照会は厳禁とします。

（６）上記の勤務条件等は変更されることがあります。また、議会にて予算の承認が得られない場合は採用しない場合があります。

**参考**

地方公務員法第16条

　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《問い合わせ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 進路支援グループ

　　住所：〒548-8571　大阪市中央区大手前３丁目２－12

　　　　電話番号：06-6944-6889

　　　　メールアドレス：shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp